

大蔵委員会
議録第六号

平成九年三月四日(火曜日)
午前十時六分開議

出席委員

委員長 額賀福志郎君

理事 金子 一義君

理事 保岡 興治君

理事 北側 一雄君

理事 池田 元久君

理事 飯島 忠義君

理事 衛藤征士郎君

理事 小林 多門君

理事 砂田 圭佑君

理事 田中 昭一君

理事 山中 貞則君

理事 吉田六左門君

理事 上田 清司君

理事 北脇 保之君

理事 中川 正春君

理事 藤井 裕久君

理事 宮地 正介君

理事 末松 義規君

理事 山本 謙司君

理事 秋葉 忠利君

理事 新井 将敬君

出席国務大臣

大蔵大臣 三塚 博君

出席政府委員

大蔵政務次官 中村正三郎君

大蔵省主計局次 林 正和君

大蔵省主税局長 薄井 信明君

大蔵省関税局長 久保田勇夫君

大蔵省理財局次 戸恒 東人君

大蔵省銀行局長 山口 公生君

国税庁課税部長 松橋 晴雄君

委員外の出席者

農林水産大臣官 鈴木 信毅君

房審議官 青沼 明徳君

農林水産省畜産 資源エネルギー

局衛生課長 羽山 正孝君

庁石炭部計画課 大蔵委員会調査

室長 藤井 保憲君

本日の会議に付した案件

関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

○額賀委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、関稅定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。三塚大蔵大臣。

関稅定率法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○三塚国務大臣 ただいま議題となりました関稅定率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明いたします。

政府は、最近における内外の經濟情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から関稅率、還付制度等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出いたしました次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明を申し上げます。

第一は、関稅率等の改正であります。

石油製品、粗糖等の関稅率の引き下げ等を行う

こととしております。

第二は、還付制度等の改正であります。

中間留分石油製品等の増産に係る関稅の還付制度を廃止し、石油アスファルト等に係る関稅の還付制度を新設するとともに、平成九年三月三十一日に適用期限の到来する石油関係の還付制度等について、その適用期限の延長等を行うこととしております。

第三は、暫定関稅率の適用期限の延長であります。

平成九年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関稅率の適用期限を延長することとしております。

第四は、税関手続の簡素化であります。

輸出入申告の際に提出することとされている仕入れ書についてその提出を省略できる範囲を拡大する等、税関手続の簡素化のため所要の改正を行うこととしております。

第五は、過少申告加算税等の導入であります。

過少申告加算税及び無申告加算税の導入のため所要の改正を行うこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、関稅定率法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○額賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○額賀委員長 これより質疑に入ります。

代表してお尋ねをいたしたいと思ひます。

私も前回の衆議院選で二回目の当選を果たすことができました。その前ときは自民党に所属をいたしておりました。今度は新進党でございます。立場が違つたわけでございますので、私の思いを、ひとつまたいろいろとお尋ねをいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

今回の関稅率の改正の主な項目として、まず石油製品ということでございます。これは一キロリットル当たり大体十九円、それを一キロリットル当たり十二円という値段に下げられるようでございます。それからまた、粗糖といひますかお砂糖でございますが、これは一キロ当たり二十円のところを十五円、それから発泡酒はいろいろ国内にも問題があるということでございますけれども、これも一リットル当たり四十三・一元というものを一リットル当たり六・四円、こういう数字でございます。ジュート製の糸及びひも、これは五%を全く無税にするということでございます。それにかかわる布製品といふのはどう当たるのか私もちょっとわかりませんが、そのほかいろいろとあるようでございますけれども、この関稅の引き下げが行われるそれぞれの理由とその背景、それから数値の決め方をひとつお伺ひいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○久保田政府委員 関稅局長の久保田でございます。よろしくお願ひいたします。

幾つかの項目について御説明がございました。特に、石油製品の関稅の引き下げ、粗糖の関稅の引き下げ、それから発泡酒について、三つでございます。ちよつと、それぞれの背景等異にしておりますので、多少長くなることをお許しいただきまして、御説明をさせていただきますと思ひます。

まず最初は、石油製品関稅の引き下げでございます。

ます。
これは、今委員御紹介ございましたように、原油につきましては、平成九年度から原油の関税の引き下げを実施するということが既に決まっていますので、これは後ほど御照会があれば御説明をさせていただきますが、暫定税率ということで定まっております。

そういう状況で、一方で原油の関税が引き下げられますと、原油を輸入した人は国内で製品をつくるわけでございまして、国内で例えば灯油だとか軽油だとかをつくってそれを販売するということがなりまして、そういう意味では、原油の輸入コストが下がる、したがって国内で精製をする人のコストが下がるわけでございまして、そういう意味では、国内で精製業者によってつくられます製品のコストが基本的に下がるわけでございまして、そのときに、灯油だとか軽油だとか、製品を直接外国から輸入する人の製品の関税をそのままにしておきますと、これらの物価はそのまま国内にとどまることになりまして、したがって、結果的に、この国内石油精製業者のときの石油製品価格も下がらないという事態が想定されるわけでございまして。

そういうことでございまして、今回の原油関税引き下げに伴いまして石油製品全油種の引き下げを行う、そういうことによりまして国内石油製品全油種の引き下げを図って、いわば原油関税引き下げのメリットが消費者及び産業界を含む非常に幅広い石油製品ユーザーに還元されることをねらった措置でございまして。

なお、原油につきましては、御承知のとおり我が国の原油依存度はほぼ一〇〇%でございまして、国内産業保護を目的とした関税を課する必要はないというのが一般的な考え方でございます。まして、これはちょっと複雑なんです、原油関税の基本税率というのは関税定率法で無税とされております。後ほどお話があるかと思いますが、他方で、原油関税は、石油によって石炭産業

が打撃を受けたという原因者負担的な考え方に立ちまして、石炭対策の観点の特定財源ということになりまして、それで関税暫定措置法により暫定税率が規定されている、こういうことになっておるわけでございまして。

この暫定税率が、現在キロリッター当たり三百十五円でございまして、四月一日より平成十三年度までキロリッター当たり二百十五円ということになっておりまして、十四年以降は基本税率である無税が適用されるということでございまして。そういうことを踏まえまして、全油種にわたって幅広くメリットが消費者なり産業界に還元されるということをおねらうといった趣旨で、今回の改正をいたしておるわけでございまして。

なお、同様の、原油関税引き下げを踏まえた石油製品関税引き下げは、平成元年、平成四年にも行っておりまして、そういうものとして御理解をいただきたいと思います。二つ目につきましては、粗糖のお話だったと思

我が国の砂糖価格というのは、近年、低下傾向にございまして。しかしながら、欧米諸国と比較をいたしますと、なお相当程度の内外価格差がございまして、農水省の直近の資料に従いますと、ことし、八年のキログラム当たりの小売価格は、東京では百九十八円、ニューヨークでは百六十一円、ロンドンでは百三十七円、パリでは百六十三円というところでございまして、専門家の計算によりまして、諸外国の主要都市の平均を一・〇といたしますと、東京の砂糖価格というのは一・三ということになっておるようございまして。

そういうことを踏まえまして、消費者それから食品製造業者等のユーザー及び砂糖業界からの内外価格差縮小に対する要請が高まっているというところから実態でございまして、したがって、今回、国内の砂糖価格の引き下げによりまして内外価格差を縮小させるために、粗糖関税を引き下げるということにしたものでございまして。それから、第三番目のお尋ねは、発泡酒という

ことでございまして。
発泡酒と申しますのは、従来輸入がほとんどなかったために、個別の税細分が設定されておりました。そういうことから、関税の方でまいりますと、「その他の発酵酒」というところに分類をされております。

ただ、発泡酒といえますとわかりにくい言葉でございますが、泡のあるアルコール飲料でございまして麦芽を原材料とするものでございまして、既存の特定の分類、特にビールの中には入らないということでございまして。アルコールは五〇程度というところでございまして、大体その辺の御感触はおわかりだろうと思っております。そういうことで、これまで、細分類がないということから「その他の発酵酒」ということで、分類上、リッター当たり四十三・一元というのが設定されていたわけでございまして。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、発泡酒につきましては、近年、酒類の生産技術の進展、麦芽がまあまああっても通常飲めるようなものができるようになったとか、あるいは消費形態の変化、お客さんが大変お飲みになるようになったというふうなこともありまして、輸入も、「その他の発酵酒」という分類の中でのかなりの割合を占めるようになってきたわけでございまして。そこで、今回、「その他の発酵酒」の中に発泡酒に対応する新たな税細分を設けまして、関税率を設定するものでございまして。

関税率につきましては、内外価格差でございまして、国内産業事情等を総合的に勘案して設定をしたものでございまして。

○前田(正)委員 発泡酒は特に、四十三・一元から六・四円、こういう数字ですけれども、いっそのこと六円とか七円とか、六・四という数字の端数がいまいちかどうかわかりませんが、むしろ切り捨てとか切り上げをした方がわかりやすいのではないかと、今、石炭対策の財源になつておるという石油関係の関税の引き下げが行われた

わけでございまして。この間の三井三池の炭鉱の閉山ということもございまして、今現在、石炭対策のこれからの展開をどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思っております。

○羽山説明員 御説明申し上げます。
現行の石炭政策は、平成四年度から十三年度の十年間を期間として実施をしております。でございますが、その期間内の石炭勘定におきましては、石炭鉱業の構造調整、産地地域の振興、鉱害復旧などの石炭政策に必要な予算を確保するため、原油等関税をその主要な財源に充てることとしておるわけでございまして。

今回、関税定率法などを改正いたしました場合、石油製品の関税率が引き下げられることとなり、既に現行法において決定をされております原油関税率の引き下げと相まって、石炭勘定における歳入が減少することは確かでございます。しかしながら、石炭勘定におきましては、平成九年度から平成十一年度における借り入れの規定もございまして、これらの活用などを図ることによりまして所要の財源を確保し、現行の構造調整などの石炭政策の着実かつ円滑な推進を図ってまいりたいと考えているところでございまして。

○前田(正)委員 今回の改正については別に異議はないのでございまして、今後とも国内産業を保護する率の改正について、今後とも国内産業を保護するという観点があります。それから一方ではまた、消費者への利益還元などを考えますと、やはりそれだけの観点からバランスをさせて検討する必要があります。と、大蔵大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思

○三塚國務大臣 従来より、個別品目の関税率の改正におきましては、関税率体系のバランス及び税制としての整合性を踏まえつつ、それぞれの品目の事情に応じて、御指摘のような生産者の保護、消費者等需要者の利益、国際的要請、税収等の観点等を総合的に勘案をし、実施してまいりました。

今後とも、ただいまのやりとりのように、十分にその点を考慮しながら関税率の改正に取り組んでまいりたいと思っております。

○前田(正)委員 今大蔵大臣の御答弁がございましたけれども、極力、国内産業の保護とそれからまた我々消費者という立場とを、うまくバランスよく関税のかけ方をひとつやっていただきたいというふうに考えております。

次に、加算課税の問題についてお尋ねをいたしたいと思っております。

今回の改正項目の一つに加算税の導入が提案されていることでもございます。原則的には、一〇%の過少申告加算税と一五%の無申告加算税の導入について、課税の適正化のために必要な改正だと考えられておるところでございます。

実は内国税では、昭和二十二年の申告納税制度の導入と同時に加算税というものを既に導入しておるところでございます。しかし一方、関税については、昭和四十一年に申告納税制度というものを導入しておりますけれども、なぜそのときに加算税というものを導入しなかったのか、お尋ねいたしましたと思います。また、あえて今回の改正で加算税を導入することになったのはどういう理由なのか、それもひとつお伺いをいたしたいと思っております。

○久保田政府委員 お尋ねの加算税制度の導入でございます。これは御承知のとおり、今年度の改正の大きなポイントでございます。

今御質問ございましたように、昭和四十年代の最初に関税に申告納税制度を導入されました。そのときに、あわせて加算税制度を導入すべきではないかというのをかなり内部でも議論をしたようでございます。

そのときに、当時の状況といたしまして、一方では通関業法、品目分類等に係る事前教示制度が整備されていなかったという事情がございます。それから、後で少し場合によつては述べると思いますが、関税の場合の特殊性といたしまして課税対象が非常に多ございまして、品目数でいい

ますと、品目分類、これが全部課税対象になるわけではございませんが、七千分類になる、こういうふうなことでございます。

そういうふうな品目分類を一般の輸入者が専門家の助けなしに行うのは技術的になかなか困難ではないか。そういうところで、無申告加算税、むしろ特に過少申告加算税でございますが、これを導入するのはちよつと酷ではないかということをかかり議論したようございまして、当時の話といたしましては、そういう意味で、輸入者が適正な納税申告を行う環境が整っていないというふうに判断をされて、まずはその環境整備が重要であるということで、過少申告加算税等の導入が見送られたというのが経緯でございます。

その後の展開を見ますと、昭和四十二年に通関業法が制定されて、業として通関手続の代行を行う通関業制度の創設及び通関士制度が導入されました。その後、これは分類に係るものでございまして、事前教示制度、これはどの分類に入りますかということを入力者が尋ねた場合に税関の方からこれにお答えをするという制度をつくりまして、特に昭和五十八年には運用体制の整備を図つておりまして、書面による回答を制度化いたしております。さらに、平成七年に閲覧制度を導入いたしまして、教示結果を第三者にも開示できるように、こういうことになっております。もし機会があればまた御説明をさせていただきますが、今回のこの加算税の導入を契機に、この教示制度をさらに拡充することを考えております。

それでは、お尋ねの、今回加算税を導入しようとする理由はどうか、こういうことでございまして、私どもは、三つの観点からぜひ加算税をお願いをいたしたいというふうに考えております。

まず第一番目は、今委員おっしゃいましたように、申告納税制度のもとでは申告義務の適正な履行を図るために加算税は非常に効果的な制度である。金額的にどうこうということはあるかもしれませんが、効果的な制度であるということ

でございます。関税につきましては、先ほど述べましたように申告納税制度導入の際に加算税の導入は見送ったところでございすけれども、関税に申告納税制度が導入されてもう三十年云々ということございまして、申告納税制度は十分に定着したと認められるし、環境も十分整ったというふうに判断した、これが第一でございます。

それから第二番目は、近年の税関の事後調査によりまして把握された申告漏れ税額を見ますと、やはりこれは関税の納税者間における課税の公平を維持し、より適正な納税申告を確保する必要があるというふうに判断をしております。高まつています。そういうことで、関税におきましては、内国税と同様に過少申告加算税及び無申告加算税を導入いたしまして、関税の申告納税制度を内国税と同様のものに整備する必要があると考えたわけでございます。第二番目でございます。

それから第三点は、税関におきましては、似たような話ではございますが、適正な通関と迅速な通関とは車の両輪のようなものと考えております。後ほど御質問があるかと思っておりますけれども、従来から、通関手続の迅速化でありますとか円滑化に対しては、規制緩和を含めていろいろ努力をしております。しかしながら、その反面にいたしまして、やはり通関手続の適正化というのは、税の面においても、また後ほどお話があれは、お答えさせていただきますが社会悪物品の場合にも同様でございます。そういう意味では、加算税の導入による適正な納税申告の確保というのは、通関手続の迅速化を裏打ちするためにも必要な措置ではないか、こういうふうに考えたわけでございます。

以上、三つの観点から加算税の導入をお願いしているわけでございますが、今御質問の中にもございまして、これは本来、申告納税制度が適用されている貨物に対して適用する、こういうことでございすので、旅客の携帯品でありますとか外国郵便物、これは賦課課税方式をとっておりますので、こういうものは定義上と申します

か、加算税は課されないということを念のために申し上げておきたいと思ひます。

なお、先ほどのような状況でございますので、私どもとしましては加算税の中身については非常に慎重を期しまして、税法の大先生でありますとか、内国税に詳しい方、あるいは貿易実務者、通関の専門家等と十分議論いたしまして、やはりこれはやるべきであるというふうな結論に至つたものでございます。

○前田(正)委員 わかりました。

それから、最近関税等の申告漏れが非常に増加しておるということでもございますが、これは具体的な計数及び増加の背景とか、それから何か典型的な事例を挙げてひとつ御説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○久保田政府委員 申告漏れについてのお尋ねでございます。

まず、税関におきましては、輸入貨物に課される関税及び内国消費税につきまして、適正、公平な課税を確保するために輸入者に対する事後調査というのを実施いたしております。その中で、今お尋ねのように、最近計数がかなり上がつてきているというところでございす。

具体的に計数をちよつと申し上げますと、どういふものかという意味で御説明を申し上げますが、平成七事務年度、これは平成七年七月から八年六月の間でございますが、事後調査で把握した申告漏れ課税額は五百三十三億円、申告漏れ税額は四十六億円、いずれも過去最高の実績を記録しているところでございす。平成二年度の申告漏れ税額は二十二億円でございますので、五年間で二倍以上に増加しているという状況でございます。

我々もこの申告漏れが増加している背景についていろいろ調べたわけでございますが、一つは、やはり貿易取引の複雑化による申告漏れ、非常に取引自体が複雑になってなかなか金額が正確だということもある。あるいは輸入規模の拡大、要するに一つの規模が非常に大きくなりました。

そういうことから高額の申告漏れが増加しております。さらには、我々の方も少し調査の人員をふやしているということもあるいはあるかもしれないというふうに考えております。

お尋ねのポイントは、具体的なこの趣旨、どういふのがその税関の申告漏れか、こういうことだと思ひますが、例えば輸入者がある国から化学製品を輸入しておりますけれども、輸入した化学製品の価格がさかのぼって引き上げられて、追加の貨物代金を支払っていたにもかかわらず、当該追加支払いに係る貨物代金について申告をしていなかったということから、課税価格で見ますと三十億円、税額で二億円の追徴税額ということになっております。あるいはロイヤルティの關係といたうことから申し上げますと、貨物の輸入に際して商標権、ブランドの使用に係るロイヤルティを支払っていたにもかかわらず、これを申告していなかったということ、これは金額的には課税価格二億円、税額三千万円、こういうことでございます。

それから、実際に申告漏れ税額がどういふところが多いかということを見ますと、品目といたしましては、平成七年で見ますと、織物、衣類、ワイシャツ等で九億円、これは税額でございます。それから二番目に、編み物、衣類、セーター等で六億円。それから三番目に、履物三億円、こういうふうな状況でございます。

いずれにしても、申告漏れ税額は四十六億円と、国税の方に比べると大したことないじゃないかという議論があるかもしれませんが、そうなのではないかと申し上げます。そのふえ方もふえておりますし、その相手もなかなか複雑な手口を使うようになったというのが実態だというふうに理解をいたしております。

○前田(正)委員 いろいろ大変な申告漏れが増加しているということの中で、織物とかセーターとか履物というのは、これはやはり時代が徐々に、そういうものの要求に応じてだんだん多くなつておるのだというふうに思つておるわけござ

います。その事後調査について、事後調査というのはこれはやはり各税務署単位で行われておるのかどうかをお聞きしたい。

それから調査は、その帳簿書類あるいはまた仕入れ書を調べればわかると思うわけでありましてけれども、しかし、何せその取引先というものは全部外国でございますから、そのためには、なかなか向こうまで行つて、反面調査というものがとれないので非常に難しい面が多いだろうと思つておりますが、そういう点はどのようにされるのか。あるいは全国でその事後調査をするのに大体何人ぐらいで当たつておられるのかということもお聞きしたいと思ひます。

それからその職員は、これはできれば外国語がわかる人でなければ、なかなか書類などは目が通せないのですけれども、そういうものもかなりいろいろと、アジアとかあるいはまたアフリカだとか、そんな各国の語学というものがわかる人が当たつておられるのか。その辺について、ちよつと詳しくお聞かせいただきたいと思ひます。

○久保田政府委員 事後調査についての実務的な御質問でございます。

まず調査は、これは税関の職員が当たつておりまして、この調査保税部門で事後調査担当の部門というのがございます。全国で、ちよつと私もうる覚えでございますが、約三百名ほど、東京税関で八十数名ほどのものというふうに記憶をいたしております。あるいは間違つていけば、また修正をさせていただきます。こういう人たちが今御指摘のように現場に行きまして、帳簿を繰つたり、相手に話を聞いたりしているわけでございます。今おっしゃいましたように、外国との關係が非常に大事でございます。そういう意味では、この税額の話も含め、あるいは不正な物品の取引を含めて、外国との協力をどのようにするかというのが我々の大きな課題の一つでございます。そういうことで、例えば個々の物品、また税額

について、税額についてというのはそれほど頻繁ではないかと思ひますけれども、特に社会悪物品につきましては、場合によれば御説明いたしますが、香港にアジア・太平洋地域の情報連絡所というのがございます。これを九九年から日本に持つてまいりまして、そういうことで協力を強化したいと思つておりますし、あるいは税関の協力の取り決めに諸外国と結ぶということも内部で今検討をいたしております。

それから、語学の点でございますが、これは我々も非常に強く感じております。人であれ、本質的に国境をまたぐものでは物であれ、人であれ、やはり税関というものは物であれ、人であれ、語学は非常に大事であるということで、実は去年から税関研修所の英語の研修の時間を倍にしたりして努力をしているわけでございます。なかなか一朝一夕にはまいりませんが、努力をしております。

○前田(正)委員 大変御苦労をいただいております。とだと思ひますが、公平、公正という税の立場から、ぜひひとつ頑張つていただきたいと思つております。

それから、先ほどのいろいろとお話があつた中で、申告漏れが多いケースというのは、やはり貿易の取引の形態が著しく複雑化したということでもあります。それは輸入者自身が関税の申告に必要な情報だとか知識というものを理解していない場合が多いのだと思つております。

そこで、追徴されたときの延納の場合の延納利息というのは幾らになるのか。あるいはまた、延滞の場合の延滞利息というのは幾らになるのか。私はせめて、今借入れの市場金利ということもございまして、できればそういうふうに市場金利に合わせる方法とか、あるいは銀行から借入れ可能な人はその市場金利に合わせることで納税はできるわけですが、やはり中には会社の事情によつてなかなか借入れが不可能な人には、非常に金利の負担が大き過ぎるのではないかと、う気もいたすわけでございます。その辺について

ちよつとお尋ねをいたしたいと思ひます。また、修正申告の延納、延滞については、時間があれば後ほどお尋ねいたしたいと思ひますが、その辺ちよつとお伺ひします。

○久保田政府委員 税金という面では、いわゆる内国税が非常に大きなシェアでございます。そういうことから、基本的に内国税につきましても内国税と同じシステムをとつていまして、そういう意味では、延滞税はこれは二カ月まではたしか七・三だつたと思ひますし、それ以後は一四・六だと記憶をいたしております。

いずれにしても、当該納税者にとっては大きな要素だと思ひますが、関税の制度から見ますと、我が国全体のそういうことに係る制度がどうかという、それに追随をすべくつくつていくということが考え方はなからうかというふうにとりあえずは考えております。

○前田(正)委員 わかりました。できるだけ金利は安ければ安い方が非常に喜ばれると思ひますので、これはまた、いずれほかのところでも申し上げたいと思ひます。

それから、関税に申告納税制度が導入されて以来約三十年間、加算税のない状態が続いていたので、今回この新しい加算税の導入に当たつて、輸入者などの間に混乱が生じないように十分な対策を講じていく必要があると思はれるわけでありまして、何かその具体的な対策を考えておられるのか、ひとつお尋ねいたしたいと思ひます。

○久保田政府委員 加算税導入をソフトランディングさせるにはどういふことを考えているか、こういう御趣旨だと了解をいたしております。先ほど申し上げましたように、私どもも非常に長い間入れているものから、納税者といひますか貿易者の方にもこれは新しい話であるし、あわせて税関職員にもこれは新しいことになるわけでございます。そういう意味では、今御指摘のように混乱を生じないようにどうやって入れるかというのは大変大事な話だというふうに考え

ております。

そこで、幾つか、現在考えておりますこと及び
今度の制度の中に入っていることを申し上げま
す。まず第一番目に、御承知のとおり一般的に
改正法の施行期日は四月一日でございますが、こ
の加算税に関する改正法案の施行期日は平成九年
十月一日といたしております。この法律の施行
までに十分な周知期間及び準備期間を置くとい
うことで、まず一つ、多少工夫をしたつもりでござ
います。

それから第二番目に、輸入者、いわゆる民間の
方々についてでございますけれども、輸入者及び
通関業者が制度の内容を十分理解できるように各
種の説明会を実施するなど、十分なPRを行って
いくということを考えております。

それから第三番目に、税関におきましても、加
算税に関する事務を処理するための業務処理体制
の整備及び職員に対する十分な研修を行うとい
うことにいたしたいと思っております。いざに
いたしても、そういうことでもって遺漏なきを
期すつもりでございます。

それから、先ほど最初にお話をいたしましたよ
うに、ちよつと関税の方は内国税と違うところが
二つございます。

一つは、課税対象が多様であつて、品目分類の
技術的困難性があるということでございます。そ
ういうことから、輸入者の適正な納税申告を確保
するために、輸入者から品目分類に係る事項につ
いて事前に教示の求めがあれば適切な教示に努め
ていくところでございますが、これをさらに一層
明確にしていきたいというふうに考えておりまし
て、そういう意味で、品目分類に係る事前教示制
度のさらなる充実策を考えております。

それからもう一つは関税評価。先ほど、我々の
通常と違うところは二つございますと申し上げま
した。品目分類の話と評価の話でございます。関
税評価につきましては現在事前教示制度というの
はございせんけれども、新たに個別評価申告を対
象とした事前審査ができないかどうか、今一生懸

命検討いたしているところでございます。

具体的にこれまでやってきたことはいろいろご
ざいですが、いざにいたしまして、加算税の
円滑な導入に当たりましては、輸入者や通関業者
等に混乱が生じないように、また何をおいても税関
職員にその内容を十分まず承知せしめるとい
うことも含めて、その対策を講じてまいりたいとい
うふうに考えております。

○前田(正)委員 十二分にひとつ輸入者に混乱が
生じないように対策をお願いしたいと思いま
す。

それから、今回加算税導入は遅きに失した感も
ございしますが、税関において関税等の公
正、適正な課税を維持することが非常に重要なこ
とであると思ひますが、一層努力をすべきである
と考えます。そういう点で、ひとつ大蔵大臣にど
のようなお考えなのか、お尋ねしたいと思ひ
ます。

○三塚国務大臣 確かに委員御指摘の面もありま
すが、加算税については、貿易実務者等有識者の
御意見などを慎重に伺ひ検討をした結果、今回こ
そ導入の時期であると判断をいたしました。

厳しい財政事情の中で、税関は約三兆円の税収
にかかわる徴税機関でございます。今後とも引き
続き、御説のとおり適正、公平な課税の実現に努
力してまいり所存であります。

○前田(正)委員 どうぞひとつよろしくお願ひを
いたします。

それから次に、税関手続の簡素化の関係につ
いてお尋ねしたいと思ひます。

非常に規制緩和が今叫ばれている中で、規制緩
和を輸出輸入者や国民の利便性の向上をさせる
ことは大変結構なことでございます。保税手続等
の簡素化には私も賛同するところでございま
す。

まず、税関分野における規制緩和の経緯及び今
回の手続簡素化の背景をひとつお尋ねしたい
と思ひます。

○久保田政府委員 税関分野における規制緩和の

経緯及びその簡素化の背景というふうな御質問で
ございまして。

規制緩和につきましては、これは先ほどのお話
にございまして、時の要請でももちろんござ
いまして、適正通関の確保を図りつつ輸出入者
や国民の利便性の向上を図るといふような観点か
ら、電算化の推進を初めとして各種の手続の簡素
化、迅速化に向けた努力をしてきたところでござ
います。後ほど御紹介することがあればと思ひま
すが、電算化は大変よく進んだ分野だと我々も自
負いたしております。

政府レベルというところで言いますと、例えば平
成七年三月に規制緩和推進計画が閣議決定されま
したが、その中に三十一項目を税関分野として掲
げたいたしました。具体的なことは省略いたします
が、さらに、平成八年三月に閣議決定されました
その計画の改定計画においても、二十二項目を追
加いたしました。そういうことで、我々とい
たしましてはこのような計画に盛り込まれた項目
の着実な実施に努めておりまして、現在まで、こ
のうち四十五項目について措置済みとなっており
ます。

さらには今回の改正の話でございますけれども、
輸出輸入申告時の提出書類の簡素化、それから
保税地域に関する税関手続の簡素化を行うことと
いたしております。これは、従来と同様に、規制
緩和の推進を通じて税関手続の円滑化、簡素
化を図るということによって、繰り返しになりま
すが、輸出輸入者及び国民の利便性の一層の向上に
資するとの考え方がよるものでございます。

特に、保税地域に関する税関手続の簡素化につ
きましては、税関の執務時間外の貨物の搬出入な
どについては許可制を届け出制に変更するなど、
手続を大幅に簡素化したしております。保税地域
の利用者等の事務負担の軽減を図るものでありま
すが、あわせて、それによって保税地域の貨物の
管理者による自主的な貨物管理を認めていくとい
うことでもございます。

ただ、それで適正通関で手を抜くということでは

もございせんので、不正があつた場合等の調査
は、これはびしとやらしていただくというふう
なことでございます。

○前田(正)委員 ありがとうございます。

それから、税関において、最近急増する輸出入
に対応するために電算化が積極的に進められてい
ると聞いておるんですが、その現状をひと
つお聞かせをいただきたいと思います。

それからまた、先月から厚生省の食品衛生の手
続が通関手続とインターフェイス化というんです
か、そういうふうなものがされたというふうに聞
いておりますけれども、その概要についてちよつ
とお聞かせをいただきたいと思います。

○久保田政府委員 手続の電算化の話でございま
す。

これは我が国の経済社会の国際化に伴う貿易の
拡大、非常な勢いで貿易が伸びているわけでござ
います。そういうことで国際物流の円滑化等の
社会的要請が大変拡大をいたしております。大蔵
省・税関は、NACCS、これは通関情報処理シ
ステムと言つとわかりづらいんですが、ニッポ
ン・オートメーテッド・カーゴ・クリアランス・
システム、要するに自動的に通関を処理するシ
ステム、これが最初の、書面によらず行政手続をオ
ンラインで処理をするという手続でございます。

具体的に申し上げますと、例えば輸入の場合に
は、通関業者の事務所NACCSのパソコンを
置いておきまして、パソコンを通じて輸入申告を
行うわけでございます。これはパソコンをたたく
わけでございます。そういういたしますと、それで輸
入申告が可能となります。そのシステムの中に
問題があるものとなつたというプログラムが入
つておりました。そのプログラムのほうで問題がな
いと判断されたものについては、今度は口座振替
によつて関税等を自動的に納付する。口座振替で
自動的にそのシステムを通じて納付する。さらに
税関の方から言うと、申告者に輸入許可をオンラ
インで即時に処理する。

それから、今お尋ねのございました関税関係法令以外の輸入関連法令手続はどうか、こういうことでございますが、これも含めて、関係省庁と連携していろいろの方策を講じてきたところでございます。

○鈴木説明員 農産園芸局の審議官でございますが、植物検疫について簡単に御説明申し上げたいと思います。

我々としても、そういう麻薬の問題は大変深刻な問題でございます。その辺についてひとつお尋ねいたしたいと思しますので、よろしく願います。

いいますか社会悪物品の取り締まりの要請は強まっておりますので、我々もいろいろな工夫をしながら、特別の専任班を設けたり監視カメラを設置したりしていろいろな形で努力をいたしていると

いうところでございますが、なお引き続きその線に沿って考えてまいりたいというふうに思っております。

○前田(正)委員 特に麻薬、けん銃、こういうことは大変社会悪でございますして、大変大きな問題でございます。

特に日本は海に囲まれているという点もございまして、この間から密航者が大変多い。特に、中国人を中心とする外国人の集団密入国事件というのがこの間からもう何件もあります。検査は、国籍別に見ると、特に中国人とか、次にバングラデシュ人、パキスタン人、こういうものが船に乗ってどんどん、本当に国境がないように入ってこられるわけでございます。

人が入ってくるということは物も入ってくるというところにもつながるわけでございます。とりわけピストル、けん銃など、トカレフというソ連製、恐らくこれは、そういう意味ではかなり輸入といえますが密輸されておる。あるいはまた普通のリボルバーのけん銃だったら、フィリピン製の安いけん銃がフィリピンあたりへ観光で行ったら安く手に入るというふうなことで、そういうものを持ち込むケースが非常に多いというふうな考えでございます。それから、この間、野球人とか芸能人のベント車をいけば輸出をして、香港で捕まったというケースもあります。

特に、輸入ということも大変大事ですけれども、やはり輸出というところも、その辺もチェックというものを十二分にこれからしていただきたいというふうに思っております。特に、税関と警察、この辺あたりの連携をよくしていただいて、特にこういう問題にさらに鋭意努力をしていただきたいというふうに思います。

どうぞ最後に、もう時間ありませんので、今非常に国際的な日本の中で、これはもう日本とそれだけの国々が、やはり国際的な協力を強化していくべきだというふうに考えております。そういう点で、この薬物の取り締まり等について大臣はどのように考えておられるのか、最後にお尋ねを

いたしまして終わりたいと思います。

○三塚國務大臣 日本は、麻薬に毒されない国家であると言われてまいりました。しかしながら、ここ十年大変深刻な、御指摘のような状況でございます。国際協力を密にしながら、全力を尽くさなければなりません。アルシュ・サミットそしてリヨン・サミットにおいても、我が国の首相から、本件につきまして強い危機感と国際協力の必要性を提唱いたしましたところでございます。

今後、情報交換を密にしながら、水際において、御指摘のように輸入はもろろん輸出についても、対応策、万全を期していかなければならぬと思っております。

○前田(正)委員 それでは、時間が参りましたので終わります。ありがとうございました。

○鑑査委員長 次に、池田元久君。

○池田(元)委員 民主党の池田元久でございます。よろしくお願いをいたします。

九七年度予算の審議が大詰めを迎えようとしておりますので、まずは、公共事業関係長期計画と絡めて、予算編成のあり方についてお尋ねをしたいと思います。

まず、三塚大蔵大臣、九七年度予算編成に当たって大臣として一番心がけたことは何でしょうか、率直にお尋ねしたいと思います。

○三塚國務大臣 御指摘の予算編成の基本方針でございますが、主要先進国中、財政が最悪と言われる我が国でございます。九年度の予算を財政構造改革元年と位置づけまして、その編成に取り組んだ次第であります。

まず、基本を、医療保険制度改革を初めとする各般の制度改革の実現に努めまして、歳出全般については、聖域を設けることなく徹底した洗い直しを行い、特に一般歳出増加額を極力圧縮することにより、全体として歳出規模を厳しく抑制することに努めました。

この結果として、消費税の国庫負担分の増加などの特殊要因、すなわち二％アップという現状の

中でありまして、四千億円の強の一般歳出からの歳出が出てまいるわけでございます。こういう中でありましたが、九年度一般歳出は一・五％の増ということになり、これは財政健全化目標達成のための方策として定められた名目経済成長率より相当低く抑えるという目標を実現いたしましたところでございまして、九年度消費者物価上昇率見通し一・六を下回る伸び率となっております。

赤字国債の削減については、予算編成に先立ち、財政健全化目標が決定され、国の一般会計の財政健全化目標として、財政健全化の第一歩としては、早急に現世代の受益が負担を上回る状況と解消すべく、国債費を除く歳出を租税等の範囲内とする、また、平成十七年度までのできるだけ早期に特別公債依存から脱却するとともに、公債依存度の引き下げを図る……(池田(元)委員、終わっちゃうと呼ぶ)

それじゃ、以上で終わらせていただきますが、要すれば、簡単にいう一つつけ加えますと、何としても構造改革の第一歩にしたいということでありまして。

○池田(元)委員 一番心がけたこととはという質問でございますので、ぜひよろしくお願います。

一言申し上げますが、三塚大蔵大臣、かつて、御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、青嵐会という、当時大変勇ましいグループに所属されて明瞭な行動をされておりましたので、今がそうじゃないとは言いませんが、明瞭に、また端的に答えていただきたいと思います。

公共事業関係長期計画の計画数と事業総額を端的にお答え願いたいと思います。

○林(正)政府委員 公共事業の長期計画につきましては、現在、十六分野の社会資本につきまして策定されてございます。

○池田(元)委員 事業総額も聞きたいのですが、昨年末、閣議決定された七つの計画の事業総額と伸び率について、端的にお答え願いたいと思います。

○林(正)政府委員 昨年十二月の十三日に閣議決

定いたしました下水道整備五カ年計画等七本の事業計画、先生御案内のとおりそれぞれ異なる事情がございまして、各事業総額をあえて足し合わせるというのはどういいう意味があるかあれですが、御質問でございますので、機械的に足し合わせますと、事業総額は五十一兆五千億と相なります。合計額を前計画と比較いたしますと、一・四倍でございます。

○池田(元)委員 その長期計画の策定はどがやるのか、お尋ねしたいと思えます。

○林(正)政府委員 公共事業の長期計画、この七本について具体的に申し上げますと、これは八年度から五年間を対象期間としておりまして、既に昨年の二月、三月に閣議了解をされた内容に沿って、具体的な中身の決定をしたものでござい

ます。御案内のとおり、七本のうち五本はおの整備緊急措置法、緊措法の改正がされておりました、御指摘のどが決めるかということですが、まさにこれに基づきまして、法律に基づきまして閣議で決めているというところでございます。

○池田(元)委員 どがやるのかというのは、おわかりでしょうか、答えていただけたかったです。恐らく次の質問を予期されたと思うのですが、この長期計画に一たん事業を盛り込むことができれば、これから五年、十年の公共事業執行の約束が決まるわけですね。ですから、事業実施の約束を取りつけられるということで、いわば族議員と言われる一部の政治家、経済界、自治体関係者が霞が関のいわゆる事業官庁に強く働きかけをするという光景が去年も見られたわけですね。五カ年コールという言葉がありますが、五カ年計画に盛り込んでくれというのが五カ年コール、こういう言葉もあるぐらいです。

要求官片は、現在の危機的な財政はどこへやら、所管の事業を伸ばすために全力を挙げています。特に、他の省庁と伸び率を競っている。事業を大事にして国家の財政なし、省あって国なしというとも言えるのではないかと。その結果が、こ

の大変な財政の危機の中で、五十一兆五千億圓、伸び率四一％ということになったわけですね。

事業官庁、要求官庁は、長期計画に基づいて予算要求を出す。その結果、公共事業の省庁別、事業別シェアはほとんど変わっていません。九七年末の公債残高だけでも二百五十四兆圓というこの危機的な財政の中で、歳出の膨張と歳出の硬直化を招くこの公共事業関係長期計画のあり方について、私は、白紙に戻して、事業別のプロジェクトの優先順位などを決めることにしてはどうかと思いますが、大蔵大臣の見解を簡明に述べていただきたいと思っています。

○三塚國務大臣 白紙に戻すということではできない相談です。それぞれが社会資本充実ということとてつくり上げられてきておりますから。しかし、五カ年計画といえども、事業執行の目安でございませう。最終のところは、経済、財政等を勘案し行うものとすると、一項目を入れておるわけでございますから、そういう点で、単年度査定の際に聖域を設けず歳出を洗い直すということにいたしておりますので、その段階で調整をするということになり、私どもは所期の目的を達する歳出カットに手をつけてまいり、こういうことであります。

○池田(元)委員 先ほどの言葉では、聖域を設けない、財政構造改革元年とおっしゃいましたが、現実には、各省庁が伸び率を競っているこのような長期計画、しかも五十一兆五千億圓、伸び率四一％という計画がそのまま通り通ってしまうというのには、大変おかしい事態です。歳出膨張の歯どめをかけ、内容を国会がチェックをするために、全部の長期計画を国会の承認事項とすることが必要であると思ひます。民主党は、公共事業コントロール法案を現在準備しておりますので、ぜひ御賛同いただきたいと思ひます。

さて、片や大蔵省の方ですが、歳出膨張に歯どめをかけるのは当然ですが、この財政状況悪化の中、こういった歳出の膨張を、歯どめをかけるのではなくて許してきたことについて、財政を担当

する大蔵省は責任を感じていらつしやると思ひますが、いかがでしょうか。

○三塚國務大臣 これは、許してきたわけではなく、国民の景気回復等に対する要求、乗数の問題が深刻になっておりますが、これに基づいて公共事業が即効的な役割がある、こういうことで今日の赤字国債の膨大な累積と、一般国債、建設国債といえども六十年後までかけて払ねばならぬ借金でありますから、こういう今日に至りました。

よって、破局的な状況を分析の中で明確にすることにより、九年度予算編成はまさに財政構造改革元年ということで、歳出をカットし、簡単にと言ふから肝心なところがちよつと抜けましたけれども、その辺のところを明確にすることによつて、赤字国債依存体質から二〇〇五年、一年でも早くこれを達成して健全体に変えていかねばならない。ちなみに、五年計画といえども、五ないし八％の調整費といふのを入れておるわけでありませう。先ほど申し上げました目安でございませうから、目安は目安として、財政、経済、諸状況の中で改革にふさわしい予算編成を行つたし、十年度の予算編成にはめり張りをつけて、さらに健全化を達成するということになります。

○池田(元)委員 このような、公共事業長期計画をそのままにしておく、この実態と御発言との言行不一致ということを私はあえて言わざるを得ません。

現実にはどんなことがあるか。公共事業費は、例えば三千億圓の使い残しがもう既に出ているわけですね。また農業関係予算、土地改良の予算等を消化するために、さらに公費を投入して農家の負担を減らすことまでやっているわけですね。ありがたないとも言うておられるわけですね。それでやるというのには、なぜやるか、そこをしっかりと考えていただきたいと思ひます。

こういった事例を見ると、本間に二一に合つた要求を事業官庁が出しているかどうか、そして大蔵省の厳密な査定があつたかどうか。私はあつたとは思ひれないのですが、大蔵省主計局の局長

にお尋ねをしたいと思ひます。

○林(正)政府委員 五カ年計画の性格につきましては、先ほど大臣がお答えしたとおりでございませうが、私も、毎年度毎年度の予算編成、そして公共事業の事業別配分に当たりましては、それだけのニーズあるいは事業の執行状況、こういうものを勘案しながら、個別に積み上げられるものは積み上げるということで作業をしておるところでございませう。

確かに、御指摘にもありましたが、幾つか類似した事業間重複投資でありますとか、あるいは効率的な執行という点からはいろいろ問題点も指摘されておりますので、そういう問題につきましましては、事業の執行官庁と一緒にしまして、効率的な執行になお努めていきたいと思ひます。

○池田(元)委員 予算を担当する主計官の配置を聞きたいのですが、これは省庁別に編成されているわけですね。配置になつておられるわけですね。一言で答えていただきたいと思ひます。

○林(正)政府委員 御指摘の公共事業につきましては、各省の公共事業、これを担当いたします公共事業担当主計官といふのが横割りに見えておるということでございます。

○池田(元)委員 主計官は、一定の範囲内では要求を削減する、これは当然の役割ですが、省庁別に配置されている。日本の横並び社会、横並び主義で、どうしても主計官の間で予算額の均衡、つり合いを図るということになりやすい、そういう現状になつておると言わざるを得ません。私は、この予算編成のあり方、やはり省庁別の査定ではなくて、経費別の査定を考へるべきであると思ひます。

いろいろ質問をしたいのですが、その先の話をいたします。

予算というのは政策の総合調整ですね。ですから、これは内閣がやるべきなんです。憲法にも、内閣は「予算を作成して国会に提出すること」ということをうたつております。私は当委員会でも五年前に指摘をしたのですが、昭和三十三年の臨時

行政調査会、そこでこういうことを言つております。

現行制度では、内閣総理大臣の地位が著しく向上し、総合調整機能を発揮することができるようになつたにもかかわらず、従来からの伝統と、内閣の補佐機関が弱体であることのために、依然として調整機能を確保することができず、ことに予算編成は、事実上の政策の決定であり、内閣の重要な任務であるにもかかわらず、内閣にしかるべき補佐機関が欠けているために、実際は大蔵省が予算編成のすべての事務を担当し、内閣の決定は形式に墮している。

内閣の決定は形式に墮しているということをこの答申では言つておられるわけですね。

ようやく最近、省庁の再編成、官邸機能の強化等が言われてきました。私は、この赤字垂れ流し、歳出の膨張に歯どめをかけることのできない今のシステムといふのは、やはりゼロベースで本当に見直さなければならぬと思ひます。本来、政治が責任を持たなければならぬと思ひます。志が余りない方は、要するに予算の分捕り合戦、利益誘導型の政治ということに陥りやすい。しかし、そうではなくて、やはり予算は国の政策の総合調整ですから、まさに内閣の任務です。責任の所在を明確にすることが必要であると私は思ひます。具体的な、内閣に予算庁をつくれとかいろいろ構想がございませう。それはまた、これから論議していきたいと思ひます。

さて、関税定率法について一言だけ、一点だけ質問をしたいと思ひます。

過少申告加算税と無申告加算税を導入する、これは私質問しようと思つたのですが、一言申し上げたいのは、これは昭和四十一年からそのまゝになつておる。もう三十年もたつわけですね。いろいろ、先ほど前田委員の質問に対する答弁を私も聞きましたが、これまでも三十年でできなかった理由にはならないと思ひます。私は、一言で言うなら、公平の論理を棚上げして、今財源難になつてきて、財政の論理から導入をするのではないかと

考えざるを得ません。公平、公正の論理がいつも財政の論理よりも優先することを私は強く指摘して、私の質問を終わりたいと思います。

○額賀委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木陸海君 関税定率法について質問いたします。

近年、輸入の許可・承認件数が急速にふえていくというところが、統計上明らかであります。八五年に二百六十四万件、以後五百萬、六百萬、七百萬と件数がふえて、九五年には八百五十六万件になっております。八五年を一〇〇とすると、九〇年は一九三、九五年は三二四、航空関係が特に伸長が著しくて四〇〇を超える。海上も二〇〇。合わせて三二四という輸入の急増、このもとで税関のなすべき仕事が急激にふえていく、こういう傾向は間違いないと思いませんか。

〔委員長退席、保岡委員長代理着席〕

○久保田政府委員 御指摘のとおり、数量的に大変ふえてきております。

○佐々木陸海君 そこで、先ほどお話もありましたが、麻薬や覚せい剤、けん銃などのいわゆる社会悪物品の密輸の手法も複雑化、巧妙化しているという聞きか。それらの密輸の防止や摘発に力を入れるのは当然でありますけれども、七百万件、八百万件という膨大な件数の貨物があるもとで、こういう物品の持ち込みは本当に有効適切に対処できているのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思っております。

○久保田政府委員 御質問ございましたように、数量の面でも非常にふえておりますし、さらには、手口の内容も複雑化をいたしております。さらには、我々の所掌いたしております仕事は、覚せい剤、麻薬、銃砲等のいわゆる社会悪物品の水際取り締まりの必要性が非常に社会的に増大しているということもございまして、そのほかにも、知的財産権の侵害物品でありますとか、ワシントン条約の該当物品の取り締まり等の重要性も大変増加してきておりまして、税関業務の複雑さ、困難さが大変増大をしておりますという実態でございます。

います。

そこで、実際にどういうふうなやつていかしているかということでございますけれども、我々といましては、社会悪物品の取り締まり強化、あるいは迅速通関等の社会的要請に的確にこたえるためには、従来から事務の効率化あるいは機械化あるいは業務運営の効率化に努めているところでございまして、今後とも、このような方策によりまして、できるだけその要請にこたえていきたいというふうに考えております。

○佐々木陸海君 そういう社会悪物品の持ち込みを本当に阻止するという国民の要望と同時に、今回は、過少申告加算税、無申告加算税の導入が提案をされております。今の時期にこれを導入するその意味について、先ほど説明がありました。取引の複雑化、規模の拡大、そういったものも背景にあるということも言われました。

先ほど挙げられた九五年度の実地調査の結果を見ますと、調査対象輸入者の一六・五％の調査を実施したところ、申告漏れのあった輸入者が五九・五％、こんなにたくさんあった。非常に高い率であります。一〇〇％の実地調査をすればどれだけになるか。それはいろいろ推測があるでしょう。その結果をどう見るかという問題とかがかわりますけれども、適切な、適正な申告を確保するために、先ほど電算装置の導入等々も言われましたけれども、それが進んでいくのもでこのようにことが起こっているわけですから、実地調査などさらにきっちりしなければならぬ。今回こういう制度を導入するということになりますと、その趣旨を関係者にあまねく徹底をして、そしてきっちり調査もして、不公平が起らないようにきつり集めるということも必要になってきていくわけではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○久保田政府委員 確かに、税関的には余り大きな金額でございせんが、委員御指摘のように、実際に調査をしたものの非違というか、これは非常に高いものだというふうに理解をしております。

す。もちろん、これはリスクの高そうなものをねらっているというものももちろんあるわけでございます。

しかしながら、先ほど申し上げました三つの導入の理由の一つにそういう背景があるということとは間違いないところでございまして、そういうことから、従来、迅速通関ということ、円滑化ということとは非常に努力をまいりましたけれども、先ほどのお話のように、我々としては、適正申告ということについていろいろな場で皆さん方の御協力というか御理解を得る必要があるし、また、職員にもその旨一層の徹底を図りたいというふうに考えています。

○佐々木陸海君 今申し上げましたように、輸入の件数が本当に急増していく、これからいましていくでしようが、その中で、麻薬や覚せい剤などの不正な持ち込みをきっちり阻止すると同時に、また適正でない申告をきつりなくしていく、これは社会の強い要請だろうと思えます。同時に、今言われたように、輸入の通関を迅速化しなければならぬというのも一面の事実であります。

こういった社会的な、場合によっては相矛盾するような要請を満たすのは容易なことではないと思えますが、こうした業務に携わる職員の数の推移はどうなっているのか。余りふえていないのじやないかと思えますが、いかがでしょうか。

○久保田政府委員 お話のようによ、この税関を取り巻く業務は非常に複雑化、困難化しておるわけでありまして、一方では、迅速通関の要請及び迅速通関の要請ということがあられるわけでございます。

そういうことに対する定員の推移はどうか、こういうことでございまして、これは年によつてでございございますが、例えば平成三年度では七千八百七十六人でございまして、平成八年度には八千二百六十五人と、約三百九十人増加をいたしております。平成九年度の予算案におきましても十人の純増が認められておるところでござい

す。

○佐々木陸海君 率直に言つて、輸入の量の増大に比べて職員の増加というのは微々たるものではない、必要な仕事量はふえる。そのもとで毎年毎年通関手続の簡素化措置がさまざまにとられてまいりまして、今回も五五の提案がされております。

しかし、今回の中身を見ましても、これは人手の節約措置というよりも、むしろ輸入業者側の手数の節約措置と位置づけられるものではないかというふうに思ふのです。それももちろん必要ではありましようが、こういう措置が進むことが、チェック体制の強化ということには当然ならぬで、チェック体制を弱めていくということにもならざるを得ない。

今度の簡素化措置の一つ、例えば輸出入申告の際の仕入れ書の提出省略の範囲の拡大というものも挙げられておりますが、仕入れ書は貨物を輸出入する際の船積み書類の中では最も基本的なものであるはずでありまして、申告に際しては、貨物の品名、数量、価格など、その申告内容を明らかにする書類として重要なものであります。その提出省略範囲を拡大する。もちろんいろいろ配慮しながら拡大しているのではしやうけれども、不適正な申告などに今でも十分に対応できていないのに、こういう手続だけが簡素化される。これでは適切な対応はますます困難になるということをお慮せざるを得ないと思うのですが、そういう点はいかがでしょうか。

○久保田政府委員 確かに手続の簡素化をやるといふのは、適正通関との両立をうまく図らなければならぬという要請を持っておりますのは事実でございます。

しかしながら、御承知のように、税関のこれは一つの宿命でございまして、国境を通して行うというところでございまして、国際的なスタンダードがどうかということもまた考えざるを得ないわけでございます。そういう意味では、この簡素化、

迅速化の流れは非常な勢いで進んでおりまして、率直に申し上げまして、我々としてもまだその余地はあるというふうに考えております。しかしながら、その裏打ちといたしまして、適正通関でないものについてのペナルティーを上げるといふことは一つのやり口であらうと思ひますし、さらに、電算化でありますとか国際的な情報の交換等によりましてこれをいかに補つていくかということになかなか難しいところがあるというふうに考えておるわけでございます。

なお 仕入れ書の省略につきましては、現在の時点でそれに格別の支障はないというふうに判断をしておることから踏み切ったものでございます。

○佐々木(陸)委員　もう時間が来ましたが、税関の職員からのいろいろな訴えも聞いております。特に航空関係が大変だ。朝八時三十分の始業から事務の終了する午前零時までいすに座りつ放しで腰痛を訴える人もいるとか、夕食時間も要員の確保のために二交代で二十分程度、食後の休みもななく働いているとか、要するに長時間かつ不規則な勤務、仕事の身も大変ということで、精神的にも肉体的にもくたくただ、そういう訴えをたくさん聞いております。

この税関での人手不足は大変大きな問題でありまして、最後に大臣に対して、こういう税関に課せられている重要な使命達成のためにも、税関職員に今度の加算税の導入などで一層負担を負わせるということのないように特段の配慮をしていく必要がある、そして税関の適正な使命が達成できるようにしていく、そのための大臣の決意をお伺いしたいと思います。

〔保岡委員長代理退席、委員長着席〕

○三塚國務大臣　ただいま久保田局長御説明のよう
に、また委員御質疑のように、大変ハードな日
程をこなしておりますことは私もよく存じ上げて
おります。今後とも要員確保について、税関につ
いてはこれは特別ですから、どんな輸入輸出が
ふえて密輸入の取り締まり役、水際作戦とハード

な日程につき、努力をしてまいります。

○佐々木(陸)委員 終わります。

○額賀委員長 次に、吉田公一君。

○吉田(公)委員　何しろ一人しきないものですから、酒税から租税から公債から関稅定率法まで全部やらなくちゃならないというのは容易なことじゃありませんが、ほかにいませんでやらせていただきます。

まず関税定率法でありますが、改正案において、規制緩和の一環として、輸出入申告時の提出書類の簡素化など、通関手続の簡素化が今回提案されているわけですが、規制緩和と税関事務について伺いたいと思います。

今回の改正では輸出入申告時の必要書類の簡素化を行ったというのですが、この背景についてお尋ねをしたいと思います。

○久保田政府委員 輸出入申告時の提出書類の簡素化ということでございますが、これは、輸出入申告の際に提出することとされている仕入れ書につきまして、その提出を省略することができるよう範囲を拡大するというものでございます。

御質問の御趣旨は、背景はどうか、こういうこととでございますが、これは、我が国の経済社会の国際化に伴ひまして、人や物の国際交流の量的な面を拡大、これは非常に勢いで、海外に旅行する人もふえておりますし、輸出入の件数あるいは金額もふえてございます。それから、さらには質的にもいろいろなものが出てきて多様化をいたしております。そういう意味では、輸出入通関を取り巻く状況というのは近年非常に大きく変化してきていますところでございます。

特に御承知のように、最近では、海外商品の割安感を背景といたしまして、通信販売を利用いたしました個人輸入の増加でありますとか、あるいは企業活動の国際化に伴う商品サンプルの輸出の増加などによりまして、特に航空貨物を利用した小口急送貨物というのが急増している状況に伴いございます。このような国際物流の活発化に伴いまして輸出申告件数は増加の一途をたどっております。

りまして、特に輸出入の手続の簡素化、迅速化に
対する社会的要請というのは一段と強まっている
ところでございます。

そこで、このような状況を踏まえまして、従来から、税関分野における規制緩和につきましては、輸出入者や国民の利便性の向上を図るといふような見地から、手続の簡素化、迅速化に向けた努力を進めてきているところでございまして、今回の改正におきましても、輸出入申告時の必要書類の簡素化を行いまして、通関手続の簡素化、迅速化を図ろうとさせていただきます。

端的に申し上げまして、その背景にございますのは、輸出入数量の増加、それから人の国境を越えた往來の増加、そしてそれに伴うニーズの多様化、複雑化というふうなことであるうかと考えております。

○吉田(公委員) 人も物も多いから規制緩和をしてスムーズにやらなくちゃならない、こういう背景があるということであります。

小口急送貨物を中心に航空貨物が急増しているということですが、先ほども質問がありました。したが、急送の状況についてはいかがでありますか。

○久保田政府委員 小口の急送貨物の状況はどうかというところのお尋ねでございます。

これは、御承知のとおり、個人輸入貨物でありますとか、あるいは企業間のドキュメントや商品サンプルなどを中心にしたしまして、航空便を利用した迅速な輸送が求められる貨物が非常に多くなっております。航空貨物の輸入許可件数で見ますと、昭和六十一年に約百六十六万件ございましたものが、十年後の平成八年には約六百三十三万件と三・八倍に増加をいたしております。なお、航空貨物及び海上貨物を合わせた件数を見えますと、過去十年間で輸入許可件数は約三百九十九万件から約九百二十万件と三倍に増加をいたしておりますし、税関業務の対象となる件数は大幅に増大をしております。

なお、それとの絡みでは、先ほど申し上げまし

た輸出許可件数は六十一年から八年の間に一・五
倍に、船舶入港隻数は約一・三倍に、それから航
空機の入港機数、これは昭和六十一年には五万七
千機ございましたが、平成八年には十一万四千機
と約二倍になってございます。同様に、国際郵便
物につきまして、その輸入検査呈示個数でござい
ますとか課税通知書発給件数でありますとか、こ
れもそれぞれこの年の間に約二・三倍及び二・七
倍というふうな増加をしてきているというところ
でございます。

○吉田(公)委員 税関分野で従来から規制緩和を進めてきたようでありますが、その主な規制緩和というのはどういうことでございますか。

○久保田政府委員 税関の手續の規制緩和の御質問でございます。

地味ではありますが、税関の手続の規制緩和というのは、我々としては非常に着実にやってきたというふうに考えております。先ほど申し上げましたように、税関手続の規制緩和につきましては、一方では適正通関の確保を図りつつ、輸出入者や国民の利便性の向上を図る等の観点から、電算化の推進を初めとする手続の簡素化、迅速化に向けて着実な努力を進めてきたところでございます。

具體的にどういふことかという御質問でございますが、例えば平成七年三月に閣議決定されました規制緩和推進計画におきましては三十一項目を掲げたいしております。その中で幾つか申し上げますと、一つは到着即時輸入許可制度というのを平成八年四月に措置をやっておりますし、さらに成田空港に到着する輸入貨物の通関場所選択の自由化というのをやっております。

そのうち最も興味と申しますか、最も注目を浴びましたものの一つが到着即時輸入許可制度というものでございます。これは、貨物が本邦に到着する前に税関が貨物についての予備的な審査を行ひまして、ここが大事なのですが、検査が不要とされた貨物につきましては、その貨物を保税地域に搬入する前に輸入申告を行ひまして輸入許可を

受けることができるという制度でございまして、文字どおり、到着をすれば即時に輸入の許可を与えるという制度でございまして。先ほど申し上げましたように、これは検査が不要だということに判定された貨物についてということではございまして、そういう意味で画期的なものだと考えております。ただ、類似の制度は外国にもある程度でございます。これが一つの典型的な例でございまして。

○吉田(公)委員 通関手続等を簡素化することは規制緩和として大変結構なのですが、逆に、水際でチェックをしなきゃならぬ、要するに好ましからざる物品が入ってくるわけでありまして、そういう覚せい剤などの密輸入のチェックがおろそかになってはいけません、こう思うのであります。税関の検査体制は大丈夫でしょうか。さつきも質問ありましたから、簡単な御答弁で結構であります。

○久保田政府委員 先ほどから申し上げますように、適正通関と迅速通関というのは税関の業務運営の二つの柱でございまして。

特に適正通関の方は、特に近年におきましては二つございまして、一つは覚せい剤、麻薬等の不正薬物が青少年層へ浸透しつつあるということと、もう一つは一般市民を巻き込んだ銃犯罪が発生しております。これらのいわゆる社会悪物品の水際取り締まりに対する国民の要請が増大しているわけでございまして。

いろいろなおことで取り組んでおりますが、例えば貨物の通関に当たりましては、社会悪物品の流入を水際で効果的、効率的に阻止するために、適正な通関を確保するために必要な各種情報を蓄積した通関情報総合判定システム、CISというのを持っておりまして、これを活用いたすことによりまして、社会悪物品が隠されている可能性が高い

い貨物、ハイリスク貨物、それから可能性が低い、我々はローリスク貨物と申しておりますが、それに選別をいたしまして、社会悪物品が隠されている可能性が高い貨物については重点的に検査を行う。ローリスクについては行わないということではないのですが、こうした可能性が低い貨物につきましては検査を極力省略するという選別的な検査を実施して、全体としてチェック機能の重点化、集中化を図っているところでございまして。

もし御質問がございましたら、具体的な中身をさらにお話しをさせていただきます。

○吉田(公)委員 時間が参りましたので、終わらせていただきます。

○額賀委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、明五日本曜日午後三時三十分理事会、午後三時四十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会をいたします。

午前十一時四十五分散会

関税定率法等の一部を改正する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律
(関税定率法の一部改正)
第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第十九条の二第三項中「第六十二條の十二(総合保税地域についての記帳義務)」を「第三十四条の二(記帳義務)」に改める。
別表第一七〇・一・二号及び第一七〇・一二号中「二〇〇円」を「一五〇円」に、「三五五〇銭」を「三二〇円」に改める。
別表第一七〇・一・九号中「三五五〇銭」を「三二〇円」に改める。

別表第二二〇六・〇〇号中	
B	その他のもの
一	一リットルにつき四三円(一〇銭)

(a) 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		一リットルにつき六円四〇銭	に改める。
(b) その他のもの		一リットルにつき四三円一〇銭	
別表第二二〇・〇〇号中「三、〇八〇円」を「三、〇二〇円」に、「一、八六〇円」を「一、八三〇円」に、「一、七九〇円」を「一、七六〇円」に、「一、六七〇円」を「一、六四〇円」に、「一、六五〇円」を「一、六〇〇円」に、「四二〇円」を「三九〇円」に改める。		税に改める。 別表第八一〇四・一四・一四号及び第八一〇四・一四号中「五・二%」を「無税」に改める。 別表第八一〇四・二〇号中「二・六%」を「無税」に改める。 別表の付表第一号中「一、三〇〇円」を「九〇〇円」に、「四〇〇円」を「五〇〇円」に改める。 別表の付表第一第三号中「一〇%」を「一五%」に改め、同号を同表第二号とする。	
別表第五三・〇七項中「五%」を「無税」に改める。 別表第五六〇七・一〇号中「五%」を「無税」に改める。 別表第五九〇四・一〇号中「四・六%」を「無税」に改める。		別表の付表第二号を削る。	
(6) 別表第二二〇三・〇〇号に掲げる物品		一リットルにつき六円	一リットルにつき四〇円
(7) 次に掲げる物品 別表第二二〇六・九〇号の二の(イ)のDの(b)、第二二〇四・三〇号の二、第二二〇六・〇〇号の二又は第二二〇七・一〇号に掲げる物品 別表第二二〇八・九〇号の二の(イ)のAに掲げる物品 別表第二二〇八・九〇号の二の(イ)又は(ロ)に掲げる物品		一リットルにつき六円	一リットルにつき四〇円
(6) 別表第二二〇三・〇〇号又は第二二〇六・〇〇号の二の(ロ)のBの(a)に掲げる物品		一リットルにつき六円	一リットルにつき四〇円
(7) 次に掲げる物品 別表第二二〇六・九〇号の二の(ロ)のDの(b)又は第二二〇四・三〇号の二に掲げる物品 別表第二二〇六・〇〇号の二に掲げる物品(第二二〇六・〇〇号の二の(ロ)のBの(a)に掲げるものを除く。)		一リットルにつき六円	一リットルにつき四〇円
別表第二二〇七・一〇号、第二二〇八・九〇号		一リットルにつき六円	一リットルにつき四〇円

一の(二)のA又は第二二〇八・九〇号の二の(一)若しくは(三)に掲げる物品

(関税法の一部改正)

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 関税の納付及び徴収(第九條―第十二條)」を「第四節 関税の納付及び徴収(第九條―第十二條の二 附帯税)(第十二條の二 附帯税)(第十三條の二 附帯税)」に改める。

第十二條の二「附帯税」とは、関税のうち延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税をいう。

第六條の二第一項第二号に次のように加える。

へ 過少申告加算税及び無申告加算税

第八條第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に、「同号」を「同号イ」に改め、「申告に係る課税標準」の下に「とし、前項に規定する場合にあつては同項に規定する計算の基礎となる税額とする。以下この条において同じ。」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 税関長は、第六條の二第一項第二号に掲げる過少申告加算税又は無申告加算税を賦課しようとするときは、その調査により、当該過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額及び納付すべき税額を決定する。

第九條の見出し中「関税」を「関税等」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

五 第七條の四第二項(決定)の規定による決定がされた後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額、当該更正

通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日

第九條に次の二項を加える。

3 過少申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日と当該過少申告加算税の納付の起因となつた関税に係る貨物の輸入の許可の日とのいずれか遅い日までに納付しなければならない。

4 無申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の無申告加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日までに納付しなければならない。

第九條の三第一項に次の一号を加える。

三 過少申告加算税及び無申告加算税

第九條の三第二項中「第八條第三項ただし書」を「第八條第四項ただし書」に改める。

第十條第二項中「関税の納付」を「関税等の納付」に改める。

第十二條の前に次の節名を付する。

第四節の二 附帯税

第十二條第一項中「法定納期限までに関税の下に(附帯税を除く。以下この条において同じ。))を加え、同条第七項中「課された」を「課される」に、「受けた」を「受ける」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(過少申告加算税)

第十二條の二 第七條第一項(申告)の規定による申告(以下「当初申告」という。)があつた場合において、修正申告又は更正がされたときは、当該納税義務者に対し、当該修正申告又は更正に基づき第九條第一項又は第二項(申告納税方式)による関税の納付の規定により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計

算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

2 前項の場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る関税について修正申告又は更正がされたときは、その関税に係る累積増差税額を加算した金額)がその関税に係る当初申告に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超過する部分に相当する税額(同項に規定する納付すべき税額が当該超過する部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 前二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、前二項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、前二項の規定を適用する。

4 第一項の規定は、修正申告がされた場合において、その修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、適用しない。

5 前条第三項及び第四項(延滞税)の規定は、過少申告加算税について準用する。この場合において、同条第三項中「関税額」とあるのは「税額」と、「第一項」とあるのは「次条第一項及び第二項」と、同条第四項中「千円」とあるのは「五千円」と読み替へるものとする。

6 第二項に規定する累積増差税額とは、第一項の修正申告又は更正前にされたその関税についての修正申告第四項の規定の適用を受

けるものを除く。又は更正に基づき第九條第一項又は第二項(申告納税方式)による関税の納付)の規定により納付すべき税額の合計額(当該関税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第三項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。)をいう。

(無申告加算税)

第十二條の三 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該納税義務者に対し、当該各号に規定する決定又は更正に基づき第九條第二項(申告納税方式)による関税の納付)の規定により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、当初申告が必要とされている貨物につきその輸入の時までに当該申告がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 第七條の四第二項(決定)の規定による決定がされた場合

二 第七條の四第二項の規定による決定がされた後に更正がされた場合

2 第十二條第三項及び第四項(延滞税)の規定は、無申告加算税について準用する。この場合において、同条第三項中「関税額」とあるのは「税額」と、「第一項」とあるのは「第十二條の三第一項本文」と、同条第四項中「千円」とあるのは「五千円」と読み替へるものとする。

第十三條第二項第一号中の前条第七項を「(過少申告加算税にあつては、その納付の起因となつた関税)の第十二條第七項」に改める。

第十四條第一項中「第十二條第七項」に改める。

第十四條第一項中「第十二條第七項」に改める。

第一類第五号 大蔵委員会議録第六号 平

（以下この号において「更生決定等」といふ。）（過少申告加算税及び無申告加算税」と、同第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第

条第一項(指定保稅地域の指定)に規定する行

告加算税に相当する額を除く。」を加え、同条

第三項中、第三十一条(貨物の出し入れ)を削る。

第七十七条第五項中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改める。

第九十九条中、「第三十二条」を「若しくは第三十二条」に改め、「若しくは第三十二条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)」(第三十六条において準用する場合を含む。)を削る。

第一百零一条中「若しくは第三十三条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)」(第三十六条において準用する場合を含む。)を削る。

第一百零一条第一項中「指定保税地域について第三十三条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)の許可を受けた者又ははを削り、「若しくは第六十二条の八第一項」を「又は第六十二条の八第一項」に改める。

第二百二条の第二項中、「第三十三条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)」(第三十六条において準用する場合を含む。)を削る。

第四百四号中「積卸し」を「積卸し」に改め、「第三十三条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)」(第三十六条許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)を削る。

第四百四号中「積卸し」を「積卸し」に改め、「第三十三条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)」(第三十六条許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)を削る。

十一條第一項(貨物の出し入れの届出)を「第三十三條執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱」に、「第三十一條第三項(保税蔵置場等についての記帳義務)」を「第三十四條の二(記帳義務若しくははに改め、「若しくは第六十二条の十二(総合保税地域についての記帳義務)」を削る。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三條 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第六條の見出し中「石油化学製品製造用原油の免税及び」を削り、同條第一項から第三項までを削り、同條第四項中「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同項を同條第一項とし、同條第五項を同條第二項とする。

第七條を次のように改める。

(石油アスファルト等に係る関税の還付)

第七條 関税定率法別表第二七一・一・一若しくは第二七一・一・二に掲げる石油コークス又は同表第二七一・一・二に掲げる石油アスファルト(以下この条において「石油アスファルト等」という。)を製造する者以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。)が、税関長の承認を受けた製造工場において関税納付済み原油等、同表第二七一・一・〇〇号に掲げる石油及び原油並びにこれらの調整品(本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限り)又は同表第二七一・一・三に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は原油の残留物(本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限り)から製造した石油アスファルト等を、平成十年三月三十一日までに、当該製造工場から移出(政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)し、又は当該製造工場内において燃料として

消費した場合には、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等の数量につき一トン当たり二百四十円の割合で算出して得た金額に相当する関税を、当該石油アスファルト等製造業者が当該石油アスファルト等の原料となつた関税納付済み原油等に係る関税の納税者でない場合にあっては、当該関税納付済み原油等につき当該石油アスファルト等製造業者が当該関税を納付したものと同量として、当該石油アスファルト等製造業者に還付する。

2 石油アスファルト等製造業者は、前項に規定する承認を受けた石油アスファルト等の製造工場に関税定率法別表第二七一・一・三に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は原油の残留物を移入したときは、その移入の目的、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、その移入をした月の翌月末日までに、当該製造工場を所轄する

二二・〇六

その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード)並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く)。

二 その他のもの

(a) その他のもの

(1) 平成一〇年三月三十一日までに輸入されるもの

九・四%
(その率が
一リットル
につき六円
四〇銭の従
量税率より
高いとき
は、当該従

税関に提出しなければならない。

第七條の二第三項中「この場合においては、第六條第三項ただし書の規定を準用する」を「ただし、同項の甘しや糖又はその製品が災害その他のやむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない」に改める。

第九條中、「第六條第一項」及び「第六條第一項又は」を削り、「これらの項」を「同項」に改める。

第十條第一号及び第十條の二中、「第六條第一項」を削る。

第十一條第一項中「同法第五條第一項第五号」を「同項第五号」に改め、「第六條第一項」を削り、「第六條第四項」を「第六條第一項」に、「関税法第五條第一項第五号」を「同項」に改める。

第十二條第一項中「第六條第四項」を「第六條第一項」に改める。

別表第一「四〇・一・一〇号中「二六・五〇トン」を「二八・三六〇トン」に改める。

別表第一「二一・〇六項の次に次の一項を加える。

一七・〇一 ものに限る。 その他のもの 香料又は着色料を加えたもの その他のもの		一七〇一・九一 一七〇一・九九	
(5) 平成一三年四月一日から平成一四年三月三		(4) 平成一二年四月一日から平成一三年三月三	
(3) 平成一一年四月一日から平成一二年三月三		(2) 平成一〇年四月一日から平成一一年三月三	
量税率 七・五 % (その率が 一リットル につき六円 四〇銭の従 量税率より 高いとき は、当該従 量税率) 五・七 % (その率が 一リットル につき六円 四〇銭の従 量税率より 高いとき は、当該従 量税率) 三・八 % (その率が 一リットル につき六円 四〇銭の従 量税率より 高いとき は、当該従 量税率) 一・九 % (その率が 一リットル につき六円 四〇銭の従 量税率より 高いとき は、当該従 量税率)		一日までに輸入されるもの 無税	
別表第一第二七・〇九項を次のように改める。 二七・〇九 二七・〇九・〇〇 石油及び歴青油(原油に限る。)		(6) 平成一四年四月一日から平成一五年三月三	
(1) 平成一〇年三月三十一日までに輸入されるもの		一日までに輸入されるもの	
(i) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		一・九 % (その率が 一リットル につき六円 四〇銭の従 量税率より 高いとき は、当該従 量税率)	
(ii) その他のもの		一キロリッ トルにつき 六三円 一キロリッ トルにつき 二一五円	
(2) 平成一〇年四月一日から平成一四年三月三十一日まで に輸入されるもの		別表第一第二七・〇〇号中「二・一三〇円」を「二・一四〇円」に、「二・一四〇円」を「二・一三六 〇円」に、「二・一九円」を「二・二〇円」に、「七六〇円」を「七五〇円」に、「一、四三〇円」を「一、四〇〇円」に、 「五八〇円」を「五七〇円」に、「一、二九〇円」を「一、二七〇円」に、「三二五円」を「三二五円」に、「二、 七七〇円」を「二、六二〇円」に、「三、七五〇円」を「三、四一〇円」に、「二、五四〇円」を「二、四〇 〇円」に改める。 別表第一第八一・〇四項を削る。 別表第一の三第一七・〇一項及び第一七・〇二項を次のように改める。	
一キロログラムにつ き六〇円三三銭		一キロログラムにつ き五五円二四銭	
一キロログラムにつ き六〇円三三銭		一キロログラムにつ き五三円六五銭	
一キロログラムにつ き六〇円三三銭		一キロログラムにつ き五二円七銭	
一キロログラムにつ き六〇円三三銭		一キロログラムにつ き五〇円四八銭	

一七・〇二	一 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。)、糖水(香味料又は着色料を加えてないものに限る。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。)、及びカラメル	一キログラムにつき き六一円九一銭	一キログラムにつき き六〇円三三銭	一キログラムにつき き五五円二四銭	一キログラムにつき き五三円六五銭	一キログラムにつき き五二円七銭	一キログラムにつき き五〇円四八銭
一七〇二・九〇	その他のもの(転化糖を含む。) 一 砂糖のうち 分みつ糖 二 砂糖水のうち 分みつ糖のもの	三四・一%	三三・三%	三〇・九%	三〇%	二九・二%	二八・三%
別表第一の第三二・〇六項を次のように改める。	調製食料品(他の項に該当するものを除く。)	三四・一%(その率が一キログラムにつき二六円三三銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	三三・三%(その率が一キログラムにつき二五円六七銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	三〇・六%(その率が一キログラムにつき二二円六〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	二九・七%(その率が一キログラムにつき二二円九三銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	二八・九%(その率が一キログラムにつき二二円二七銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	二八%(その率が一キログラムにつき二〇円六〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二一・〇六	その他のもの						
二二〇六・九〇	二 その他のもの (一) 米、小麦(ライ小麦を含む。)、又は大麦(裸麦を含む。)、のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品 B その他のもの (a) 小麦(ライ小麦を含む。)、の含有量が全重量の三〇%を超えるものうち 別表第一第二二〇六・九〇号の二の(一)のBの(a)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの (b) 大麦(裸麦を含む。)、の含有量が全重量の三〇%を超えるものうち 別表第一第二二〇六・九〇号の二の(一)のBの(b)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき き三〇円二〇銭	一キログラムにつき き二九円四〇銭	一キログラムにつき き二八円六〇銭	一キログラムにつき き二七円八〇銭	一キログラムにつき き二七円	一キログラムにつき き二六円二〇銭
(二) その他のもの		一キログラムにつき き三〇円二七銭	一キログラムにつき き二九円五三銭	一キログラムにつき き二八円八〇銭	一キログラムにつき き二八円七銭	一キログラムにつき き二七円三三銭	一キログラムにつき き二六円六〇銭

A 糖水(着色料又は香味料を加えたものに限る。)のうち
分みつ糖のもの

B その他のもの

別表第三二〇六・〇〇号中

B
その他のもの

(a) 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの

(b) その他のもの

無税に改める。

一リツトル
につき三〇
円八〇銭

三四・一%(その率が一キログラムにつき二六円三三銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
一リットルにつき三〇円八〇銭

三三・三％(その率が一キログラムにつき二五円六七銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)

三〇・六%(その率が一キログラムにつき二二円六〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)

二九・七%(その率が一キログラムにつき二一円九三銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)

二・八・九％(その率が一キログラムにつき二・一円二七銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)

二八%(その率が
一キログラムにつ
き二〇円六〇銭の
従量税率より低い
ときは、当該従量
税率)

4 この法律の施行の際現に旧関税法第四十条第

一項(同項第二号に係る部分に限る。)(旧関税法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定による税関長の許可を受けている外国貨物又は輸出しようとする貨物は、それぞれ施行

日において新関税法第四十条第二項(新関税法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定による税関長の許可を受けた外国貨物又は輸出しようとする貨物とみなす。

5 この法律の施行前に旧関税法第三十三条(旧関税法第三十六条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が旧関税法第百条第一号の規定により手数料を納付した場合における当該手数料の額に相当する金額の還付については、なお従前の例による。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)
 第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法(次項において「旧暫定法」という。)第六条第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なるを所の例による。

は、なま従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の

附則
行期日

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中関税定率法別表の付表第一第一号の改正規定　酒税法の一部を改正する法律（平成九年法律第　号）の施行の日

二 第二条中関税法の目次の改正規定、同法第
二条第一項、第六条の二第二項第二号及び第
八条の改正規定、同法第九条の見出し及び同

条第二項の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同法第九条の三及び第十条第二項の改正規定、同法第十二条の前に節名を付する

改正規定、同条第一項及び第七項の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定、同法第十

四條第一項及び第二項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十四条の二第二項、第七十二条、第七十三条第一項及び第七

十七条第五項の改正規定並びに次条第一項及び附則第六条から第十条までの規定 平成九

年十月一日

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の関税法（以下この条において「新関税法」という。）第十二条の二及び第十二条の三の規定は、平成九年十月一日前に輸入された貨物（同日以後に輸入される貨物でその輸入申告が同日前にされたものを含む。）に係る関税については、適用しない。

この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の関税法（以下この条において「旧関税法」という。）第三十三条（旧関税法第三十六条

において準用する場合を含む。）の規定による
税関長が行っている許可は、この法律の施行の
日（以下この条において「施行日」という。）にお

いて新関税法第三十三条新関税法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による税関へされた届出とみなす。

3 施行日前に税関長が旧関税法第三十条第二号の規定により許可した貨物につき旧関税法第三十六条において準用する旧関税法第四十条第二

項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定によ

規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第六條 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を

次のように改正する。

第六條第四項中「前項」を「第三項」に、「第八條第三項ただし書」を「第八條第四項ただし書」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の

次に次の一項を加える。

4 保税地域から引き取られる課税物品(石油税法第三条(課税物件)に規定する原油若しくは石油製品又はガス状炭化水素)第十二条及

び第十六条において「原油等」という。で同法第十五条第一項の承認を受けている者により引き取られるものを除く。第十九条において同じ。）に係る内国消費税に対する国税通

則法第三十五條第三項(過少申告加算税等の納付)の規定の適用については、同項中「過少申告加算税」無申告加算税又は重加算税(第六十八條第一項又は第二項(申告納税方式に

よる国税の重加算税)の規定によるものに限る。以下この項において同じ。」とあるのは

K